

高知県商工団体連合会 NO.962(52-39)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kousyouren.jp/

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

月次支援金・インボイス ≫ 知って、知らせて

■2021年 全商連70周年めざす運動

6/13 現在	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	5	0	0	0	0	3
香美郡	7	2	1	0	0	6
南国	4	0	1	0	0	3
高知	13	4	0	0	0	8
仁淀川	5	0	0	0	0	4
須崎	3	0	0	0	0	2
中村	1	0	0	0	0	1
計	38	6	2	0	0	27

成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■全国総会時現勢との差

6/13 現在	読者	会員	共済				婦人	青年
			総加入者	民商 会員	配偶者			
安芸	+1	-1	0	0	0	-2	0	
香美郡	+10	+3	-8	+2	+1	-6	0	
南国	+2	-1	+3	-1	+1	+1	0	
高知	+5	-12	-45	-17	-11	-10	-2	
仁淀川	-6	-3	-2	-3	-1	-2	0	
須崎	+4	-8	-4	-2	-2	-5	0	
中村	-21	-4	-8	-4	-2	-1	0	
計	-5	-26	-64	-25	-14	-25	-2	

「月次支援金」(コロナ対策)の申請受付が始まりました。10月からは、消費税のインボイス発行事業者の登録申請も開始します。「月次支援金を申請したいけど」「インボイス制度のことがよくわからない」「発行者事業者登録は、しないといけない」など、疑問や不安、不理解がたくさんあります。班会や学習会に参加し、学習・交流しましょう。支援金やインボイス制度など、業者が生き残る知恵と全国の経験が満載の商工新聞を広めましょう。

インボイス 学習強め、反対！の声を広げよう！

【業界団体等の要望】

■高知県商工会連合会:新型コロナウイルス感染症の影響下において、インボイス制度の準備状況等について十分な検証を行うのは困難な状況であるため、納税や経理に係る事務負担の増加、免税事業者に対する取引排除等の影響を考慮し、当分の間凍結すること。 ■日本商工会議所:生産性向上に逆行。免税事業者(約500万者)に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念。中小企業はコロナ対応に追われ、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にない。

■全国中小企業団体中央会:収益に結びつかない経費負担(機材費・人件費等)が強く、中小企業・小規模事業者の活力を失わせる。免税事業者に対する取引排除等の影響を回避する十分な措置が講じられるまでの間、少なくとも凍結すべき。 ■全建総連:区分記載(請求書)等保存方式で対応可能。 ■中小企業家同友会:中小・小

規模事業者の死活問題。 ■日本税理士会連合会:事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせる。新型コロナウィルス感染拡大による危機的な経済情勢下にあつては、導入時期は延期すべき。 ■全国青年税理士連盟:免税事業者が取引先から排除又は仕入れ税額控除ができない金額に相当する額の値引きを求められる事態が想定され、公平性を欠く。免税事業者が課税事業者を選択しなければ不利な状況に陥る。システム費用、経理処理の複雑化など事業者に多大な負担を押し付ける。 ■全国青色申告会総連合:免税事業者が取引から排除されることが想定される。小規模事業者の納税にかかわる事務負担に多大な影響。現行の区分記載請求書等があれば、適正申告をおこなうことができる。 ■税経新人会全国協議会:中小事業者にとって事務負担の増加、取引排除など死活問題。

無料法律相談会

(近藤恭典弁護士/高知法律事務所)

7月8日(木) 午後1時~3時

○相談時間は1人(組)30分を予定。○事前申し込みが必要。○申し込みは各民商事務局にしてください。○遠隔地の方はリモートでの相談も可能です。○4人(組)を超えた場合は、次回の優先予約ができます。

高知民報「新春インタビュー」より(2021年1月1日号) 時代の苦悩に身を置いて ②

近藤恭典弁護士(高知法律事務所)

—どうして弁護士に?

近藤 最初に意識したのは14、15歳の頃。綾瀬母子殺人事件で少年3人が被疑者にされ、自白調書を取られたのですが、弁護士が冤罪を晴らした事件です。当時「高知新聞」に連載された記事を読み「これは許せない」と両親に話したら、「それなら弁護士になったらどうか」と言われ、「そうか。自分に合っている気がする」とシンプルに思ったのがきっかけでした。

視野が広がるにつれ他の仕事も考えましたが、性格的に人の言うことを聞くのが嫌いということもあって(笑)、大学浪人の頃から自分で自分がやることを決めることができる弁護士に魅力を感じるようになった。

また19歳の時に明確な言葉で理解していたわけではありませんが、「公正」というものが自分の価値観にあり、漠然と、このような価値を職業として成立させることができる弁護士になりたいと思いました。

—高知に帰ってきたのはどうしてですか。

近藤 いつかは帰ろうという気持ちはあり、福岡に10年は居ないだろうなと自分でも思っていました。居心地が良く、いろんな事件を抱えていたので、結局、15年働きました。4年前から谷脇弁護士に高知に帰る相談をしていました。両親の年齢や健康のことでも気になりましたので、今が

—高知での弁護士活動の抱負を。

近藤 困ったことがあった時、事件をなるべく断らないようにしようという思いはあります。もうひとつ、私が一番好きな言葉があります。司法試験に合格した時、谷脇弁護士からいただいた本に贈る言葉が書かれていました。アメリカの最高裁判事ホームズの「法律家として悔いのない仕事をする」というのなら、時代の苦悩の中に身を置かねばならない」という言葉でした。

私にとって「時代の苦悩」とは、リーマンショック後の格差と貧困、東日本大震災、福島第一原発事故。その中で困難を抱えた当事者のために微力ですが問題解決を手伝うことを止めなかったという自負があります。この姿勢は自分がないでしよう。高知に、これからどんな時代の苦悩があるのか。そこから逃げずにいたいですね。

—コロナは時代の苦悩そのものですか。

近藤 経済的なしわ寄せが、いろんなところに来ています。問題の根っこはそれ以前にあり、非正規労働を、これだけ広げ、脆弱極まりない社会にしてしまったことが困難の根本にあることを感じています。

(おわり)